

施工前・施工中の写真を撮影していない場合の取扱い

(参考3)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料

〇〇市町村長 様

| | |
|-------|--------------------|
| 施工業者名 | 〇〇工務店 |
| 代表者 | 代表取締役 〇〇 〇〇 |
| 電話 | ***-****-**** |
| メール | *****@****. co. jp |

| | | | | | |
|------|-------------------------|-------|-------|----|-----|
| 災害名 | 令和6年能登半島地震 | | | | |
| 自治体名 | 新潟県〇〇市・町 | | | | |
| 修理物件 | 〇〇 〇〇邸(住所:) | | | | |
| 被害区分 | 全壊 | 大規模半壊 | 中規模半壊 | 半壊 | 準半壊 |
| 実施期間 | 令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日 | | | | |
| 修理金額 | 円(自己負担分 円) | | | | |

(被災者氏名) 邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

記

※施工後の写真は現時点においても撮影は可能であるため、写真が無いということは認めない。被災者の了解を取り、必ず写真撮影を行うこと。

【施工前の被災状況】

〇〇 〇〇邸図面(1階)

※損傷箇所が判るようにすること



○修理箇所（応急修理として申請する箇所）

| | | |
|---|--|--|
| <p>LDK （16帖相当）</p> | <p>（破損状況説明） 床上浸水により、根太が腐食、床・壁の断熱材が吸水し脱落。フローリング下地板の腐食、床板に反り、壁板の腐食、カビの発生 交換する必要がある。</p> | |
| <p>（破損材料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根太：〇〇箇所が腐食 ・断熱材（床）：吸水により脱落 ・床下地材：腐食により交換 ・フローリング材：反りにより交換 ・壁板：腐食・カビにより交換 ・断熱材（壁）：吸水による脱落 ・巾木：カビの発生 | <p>（交換材料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根太：ヒノキ材で交換 ・断熱材（床）：グラスウールに交換 ・床下地材：木下地〇mmで敷込 ・フローリング材：ヒノキ無垢材で対応 ・壁板：ヒノキ材で補修 ・断熱材（壁）：グラスウールに交換 ・巾木：ヒノキ材に交換 | |
| <p>玄関 （収納は対象外）</p> | <p>（破損状況説明） 玄関タイルの割れ、モルタルの亀裂、巾木・見切りの損傷、玄関ドア破損交換</p> | |
| <p>（破損材料）</p> <p>玄関タイル：破損 モルタル：亀裂 巾木・見切り：破損 玄関ドア：破損 （メーカー、品番）</p> | <p>（交換材料）</p> <p>玄関タイルの交換 モルタル亀裂：コーキング材充填 巾木・見切り：ヒノキ材で補修 玄関ドア：同等品に交換 （メーカー、品番）</p> | |